

本件事故当時、相馬市に居住していた申立人ら（大人2名、子供2名）が、避難費用（帰宅費用を含む）、生命身体損害（入通院費用等）、避難による精神的損害及び就労不能損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件につき、申立人X1、同X2、同X3及びX4（併せて、以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

(1) 申立人X1

申立人X1と被申立人は、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	① 避難費用 ② 帰宅費用 ③ 就労不能損害 ④ 避難慰謝料 ⑤ 生命身体損害（面会費用）
期 間	自 平成23年3月11日 至 平成24年3月31日

(2) 申立人X2

申立人X2と被申立人は、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	① 就労不能損害 ② 避難慰謝料 ③ 生命身体損害 ア 入院費 イ 診療費 ウ 薬代 エ 文書料 オ 入通院慰謝料
期 間	自 平成23年3月11日 至 平成24年3月31日

(3) 申立人X3及びX4

申立人X3及びX4と被申立人は、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 避難慰謝料
期 間 自 平成23年3月11日
至 平成23年12月31日

2 和解金額

(1) 申立人X1

被申立人は、申立人X1に対し、第1項(1)所定の損害項目及び損害期間についての損害賠償金として、金44万1800円の支払義務のあることを認める。

(内訳)

① 避難費用	8万0000円
② 帰宅費用	2万0000円
③ 就労不能損害	21万1800円
④ 避難慰謝料	4万0000円
⑤ 生命身体損害(面会費用)	9万0000円

(2) 申立人X2

被申立人は、申立人X2に対し、第1項(2)所定の損害項目及び損害期間についての損害賠償金として、金201万8240円の支払義務のあることを認める。

(内訳)

① 就労不能損害	100万0000円
② 避難慰謝料	4万0000円
③ 生命身体損害	
ア 入院費	24万0000円
イ 診療費	1万8750円
ウ 薬代	1万3110円
エ 文書料	6380円
オ 入通院慰謝料	70万0000円

(3) 申立人X3及びX4

被申立人は、申立人X3及びX4に対し、第1項(3)所定の損害項目及び損害期間についての損害賠償金として、各金20万0000円の支払義務のあることを認める。

3 既払金

申立人らは、被申立人に対して、136万0000円を受領済みであり、同金額を第2項所定の金額合計286万0040円に充当することを認める。

4 支払方法

(省略)

5 手続費用

本件に関する手続き費用は、各自の負担とする。

6 清算条項

申立人ら及び被申立人は、第1に掲げる損害項目(同項所定の期間に限る。)については、本和解に定めるもののほか、申立人らと被申立人との間には何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年9月26日

（仲介委員長 吉田和夫、仲介委員 竹之下義弘、同 増澤博和）